

_____ 殿

第 号
年 月 日

_____ 国税局長 [印]

所得税・消費税の納税地指定通知書

所得税法（昭和40年法律第33号）第18条及び消費税法（昭和63年法律第108号）第23条の規定により、下記のとおりあなたの所得税・消費税の納税地として指定したので通知します。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する _____ 税務署長が行うこととなりますから、所得税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

記

指定納税地 _____

処分の理由 _____

所得税・消費税の納税地指定通知書

1 作成目的

この通知書は、局長が所法第18条及び消法第23条の規定により、所得税・消費税の納税地の指定又は既に指定した納税地の指定替えを行う場合に、その旨を当該納税者に通知するために作成する。

2 記載要領等

指定する税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の、「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消する。

3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。